

本件事故当時、茨城県において英会話学校を営んでいた申立人らが、営業損害の損害賠償を求めた事例。

## 和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、X2（以下兩名を包括して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

損害項目	申立人X1（A校）の営業損害
期 間	自 平成23年3月11日 至 平成23年5月31日

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人X1に対し、第1項所定の損害項目及び損害期間についての損害賠償金として、金75万円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし同項記載の期間に限る）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人ら全員が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月24日

（仲介委員長 大嶋芳樹、仲介委員 渡部晃、同 牧野義信）